

東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱

4 北 福 障 第 3 1 1 8 号

令和4年9月14日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けながらも、障害福祉サービスの安定的な供給を継続している障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に対し、物価高騰による障害福祉サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として実施する東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 給付金の支給対象は、令和6年12月1日（以下「基準日」という。）時点において、北区内に所在し、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 通所系サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1項又は第2項の規定による指定を受けている事業所。以下同じ。）
- (2) 障害児通所系サービス事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から児童福祉法第21条の5の15第1項又は第2項の規定による指定を受けている事業所。以下同じ。）
- (3) 短期入所系サービス事業所（総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、短期入所を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1項の規定による指定を受けている事業所。以下同じ。）
- (4) 入所・居住系サービス事業所（総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、施設入所支援又は共同生活援助を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1

- 項の規定による指定を受けているもの又は東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱（平成18年3月27日17北福障第421号）第14条の規定により補助金の交付決定を受けているものをいう。以下同じ。）
- (5) 訪問入浴系サービス事業所（総合支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業（訪問入浴サービスに限る。）を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、北区から東京都北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日18北福障第1109号）第16条第2項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）
 - (6) 訪問系サービス事業所（総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1項の規定による指定を受けている事業所。以下同じ。）
 - (7) 移動支援系サービス事業所（総合支援法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、北区から東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日18北福障第1103号）第7条の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）
 - (8) 日中一時支援系サービス事業所（総合支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業（日中一時支援サービスに限る。）を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、北区から東京都北区日中一時支援経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日18北福障第1114号）第19条第3項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）
 - (9) 重度障害者等就労支援系サービス事業所（総合支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業（重度障害者等就労支援サービスに限る。）を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、北区から東京都北区重度障害者等就労支援事業実施要綱（令和5年3月3日4北福障第5143号）第18条第3項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）
 - (10) 重度障害者大学等修学支援系サービス事業所（総合支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業（重度障害者大学等修学支援サービスに限る。）を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、北区から東京都北区重度障害者大学等修学支援費補助事業実施要綱（令和5年3月3日4北福障第5127号）第16条第3項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）
 - (11) 相談支援系サービス事業所（総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行っている事業所及び児童福祉法第6

条2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行っている事業所であって、令和6年4月1日時点において、東京都から総合支援法第51条の19第1項の規定による指定を受けているもの又は東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年3月東京都北区規則第29号）第2条第2項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所については給付金の支給対象外とする。

- (1) 東京都立北療育医療センター
- (2) 東京都北区立障害者福祉センター
- (3) 東京都北区立児童発達支援センター
- (4) 基準日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所
- (5) 当該事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例24号）第2条の暴力団員及び同条例第3条の暴力団関係者をいう。）に該当する者がある事業所

（支給額）

第3条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書（別記第1号様式）を、令和7年2月28日までに区長に提出するものとする。

（支給決定等）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、給付金を支給することを決定し、その旨を東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、給付金を支給することが適当でないとき認めるときは、給付金を支給しないことを決定し、その旨を東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による給付金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者

は、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

- 4 区長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに当該請求書に係る給付金を支給するものとする。
- 5 区長は、支給決定に当たって、支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（書類の保存）

第6条 給付金の支給を受けた者は、当該給付金に係る別に定める書類を、支給決定の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第7条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、若しくは文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消し及び給付金の返還）

第8条 区長は、支給決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すとともに、既に給付金が支給されている場合は、その返還を命ずることができる。この場合において、取消し等により当該者に損害が生じたときであっても、区長は、その損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則（令和5年7月11日 区長決裁5北福障第2284号）

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

付 則（令和5年12月12日 区長決裁5北福障第4213号）

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

付 則（令和7年1月10日 区長決裁6北福障第3996号）
この要綱は、令和6年12月1日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

支給対象 (サービス種別)	支給額
【第2条第1項第1号】 通所系サービス事業所	1事業所につき120,000円
【第2条第1項第2号】 障害児通所系サービス事業所	1事業所につき120,000円
【第2条第1項第3号】 短期入所系サービス事業所	1事業所につき220,000円
【第2条第1項第4号】 入所・居住系サービス事業所	1事業所につき220,000円
【第2条第1項第5号】 訪問入浴系サービス事業所	1事業所につき100,000円
【第2条第1項第6号から第10号まで】 訪問系サービス事業所 移動支援系サービス事業所 日中一時支援系サービス事業所 重度障害者等就労支援系サービス事業所 重度障害者大学等修学支援系サービス事業所	1事業所につき30,000円
【第2条第1項第11号】 相談支援系サービス事業所	1事業所につき50,000円

注1 同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず1事業所とみなすものとする。

注2 同一住所の事業所において第2条第1項第6号から第10号までの事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず1事業所とみなすものとする。

年 月 日

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職・氏名

東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書

東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第4条の規定により、下記のとおり、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金の支給について申請します。

記

申請額

円

支給を受けた給付金は、対象事業所において、原油価格、電気・ガス料金その他の物価高騰の影響を受ける経費に活用します。

また、給付金の支給を受けた後、区が求めた場合には、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第7条に基づく調査に応じます。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金につきまして、審査の結果、下記のとおり支給を決定したので、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第5条第1項の規定により、通知します。

記

金額： _____ 円

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金については、審査の結果、支給しないことと決定したので、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

不支給とした理由

年 月 日

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職・氏名

東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書

年 月 日付 号で支給決定通知のあった、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金について、下記のとおり請求します。

記

請求額

円